

中国ビジネス Q&A 2018年政府活動報告における今後の中

Q 毎年春に開催される中国の全国人民代表大会(全人代)において、その年の政治、経済などに関する中国政府の方針が示されると聞きましたが、その中でも、企業の最も関心がある今後の税制改正について教えてください。

A 2018年3月5日、第13期全人代第1回会議において李克強総理が国務院を代表して政府活動報告を行いました。当該報告により、18年の主要な経済発展目標として、国内総生産(GDP)成長率6.5%前後、都市部登録失業率4.5%以内、住民所得と経済の基本的同時成長などが挙げられました。上記の目標を実現するため、18年度における重点的な経済政策も同時に公表されましたが、企業の最も関心がある税制改正については10項目以上にわたり言及されました。18年5月現在の税制状況及び当該報告で示された具体的な方針に基づいて今後の税制改正の動向を解説します。

1. 供給側構造改革の推進

企業の税負担をさらに軽減します。18年通年で企業や個人の税負担を8,000億元以上減らすことを目指します。

(1) 増値税の3段階税率を2段階に統合する方針に基づいて増値税税率の水準を調整し、製造業や交通運送業などの業種の税率を重点的に引き下げます。小規模納税者の年間売上高基準を引き上げます。

当該方針に対して、18年4月4日、国家税務総局が「増値税率の調整に関する通知」(財税[2018]32号)を公表しました。18年5月1日からこれまで17%と11%の増値税率が適用されていたすべての項目が、それぞれ16%と10%に引き下げられることが明確になりました(表参照)。

さらに、18年4月4日に合わせて公布された「増値税小規模納税人基準の統一に関する通知」(財税[2018]33号)により、小規模納税者の年間売上高基準もこれまでの製造業50万元以下、販売業80万元以下、かつて営業税が課されていたサービス業500万元以下が、全て500万元以下に統一され、より多くの企業が小規模納税人として簡便な税務処理を享受できるようになりました。

(2) 企業所得税半減優遇政策の対象となる小型薄利企業の範囲を大幅に拡大します。

現在、企業所得税半減優遇政策の対象となる小型薄利企業の範囲は、「中華人民共和国企業所得税法实施条例」(中華人民共和国国務院令第512号)第92条に規定されていますが、17年6月6日に財政部と国家税務総局が発表した「小型薄利企業向けの企業所得税優遇政策実施範囲の拡大に関する通知」(財税[2017]43号)により、17年1月1日から19年12月31日まで、小型薄利企業の認定条件である年度課税所得額は30万元から50万元にアップしました。

18年4月25日、李克強国務院総理は国務院常務会議を招集し、小型薄利企業の発展を支援する方針を決定しました。そのうち、18年1月1日から20年12月31日まで、小型薄利企業の認定条

件である年度課税所得額は50万元から100万元にアップすることが明確になりました。

(3) 企業の新規購入機械、設備の損金算入上限額を大幅に引き上げます。

現在、設備投資に関する企業所得税上の優遇は、主に14年10月20日に公布された「固定資産減価償却加速の改善に関する企業所得税政策の通知」(財税[2014]75号)、及び15年9月17日に公布された「固定資産の加速減価償却に係る企業所得税政策をより一層完全化することに関する通知」(財税[2015]106号)によって規定されています。当該二つの通達により、重点業種(10業種)に対して、15年1月1日以降に購入された固定資産については、償却年数の短縮あるいは加速償却が適用できます。又、それらの業種に属する小型薄利企業が15年1月1日以降に新規購入した限度額100万元(単体)の研究開発及び生産経営共用機械、設備は、当期の原価・費用に一括で計上して損金算入できます。

18年4月25日に開催された国務院常務会議において、18年1月1日から20年12月31日まで、新規購入した研究開発及び生産経営共用機械、設備に関する一括損金算入できる限度額は上記の100万元から500万元に引き上げられました。又、増値税については、18年3月28日に開催された国務院常務会議において、18年5月1日より、設備製造等先進製造業、研究等現代サービス業など条件に合致する企業と電力供給網企業に対して、一定期間内に仕入れ税額控除しきれない増値税が還付されることが明確になりました。

(4) 企業国外所得税額総合控除政策を実施します。

中国の「一帯一路」戦略の実施及び中国国内居住者企業の対外投資の活発化に伴い、現政策では複数国(地区)へ投資した企業の国外収益の免除・控除の限度額が過小であるため、一部の税額は免除・控除できないことがあります。当該問題を解消するため、17年12月28日に「国外所得に対する税収控除・免除政策の完備に関する通知」(財税[2017]84号)が公布されました。当該通達は、税額控除限度額(国外での課税所得額)の計算方法について、

従来では国・地域別に計算するとされていましたが、新たに各国・地域の課税所得額を合算する方法を選択してもよいとされました(ただし、どちらかの計算方法を選択した場合、5年間は変更できません)。

18年も中国政府の「一帯一路」戦略の

表 「増値税率の調整に関する通知」(財税[2018]32号)による増値税率引き下げ

業種	18年4月30日まで	18年5月1日以降
物品販売と輸入、加工修理業務、有形動産リース	17%	16%
一部の物品販売と輸入、交通運送、郵便、基礎電信サービス、建設、不動産リース、不動産又は土地使用権販売	11%	10%
付加電信サービス、金融サービス、現代サービス、生活サービス、土地使用権以外の無形資産の譲渡	6%	5%

国税制改正について

新日本有限責任監査法人 監査統括本部中国ビジネスグループ
シニアマネージャー 帯川 海

もとで、海外に進出する中国企業が増えてくることが予想され、海外から中国に利益を還元するときの課税政策は一層重要になります。今後、中国企業の海外進出を更に促進するため、現在の国外所得税に対する控除方式から免税方式に変更する可能性も否定できません。同時に、クロスボーダー資金の流出の緩和及び外資誘致を強化するため、外国投資者が中国から得た配当金を奨励類の投資プロジェクトに再投資する場合に源泉所得税の徴収猶予を与える政策（「財税 [2017] 88 号」）もしばらく続けることが予想されます。

(5) 物流企業商品貯蔵施設の土地使用税優遇政策の対象枠を拡大します。

現在、物流企業の貯蔵施設に関する土地使用税の優遇政策は、主に「物流企業のコモディティ商品の貯蔵施設用地に関する都市土地使用税優遇措置に関する通知」（財税 [2017] 33 号）を指します。当該通知により、17 年 1 月 1 日から 19 年 12 月 31 日まで、物流企業が自社保有（自己使用又はリース用）のコモディティ商品の貯蔵施設用地に対して、土地ランクに適用される税額基準の 50% をもって土地使用税が課税されます。

中国のデジタル経済、電子商取引、物流の発展により、中国の消費者は行動習慣の上で劇的な変化を遂げました。中国の EC ビジネスは過去 12 年間の平均成長率が 152% という驚異のスピードで成長しています。又、中国は地理的に広い地域を有しており、物流の改善は地域開発を促進し、地域間の格差を縮める重要な方法でもあります。物流企業の貯蔵施設に関する優遇税制の拡大は、物流企業の発展を支援するという方針の重要な一環となっています。

(6) 企業再編時に発生する土地増値税や不動産譲渡税などの優遇政策を実施期間終了後も引き続き実施していきます。

15 年 2 月 2 日に公布された「企業組織再編の土地増値税政策に関する通知」（財税 [2015] 5 号）により、二つ又は二つ以上の企業が一つの企業に合併され、かつ従来の企業投資者が継続する場合、合併後の企業に移転された土地、不動産に対して土地増値税を暫定的に徴収しないことにしました。ただし、当該通達の施行期限は 17 年 12 月 31 日まででした。今後の政策対応が待たれます。

2. イノベーション型国家建設の加速

大衆による起業・イノベーションのレベルアップを促すため、国家融資保証基金を設立し、イノベーション優良企業の上場による資金調達をサポートし、ベンチャー投資とエンジェル投資に対する税制優遇政策の施行範囲を全国に広げます。

このベンチャー投資とエンジェル投資に対する税制優遇政策とは、17 年 4 月 28 日に公布された「起業投資企業とエンジェル投資に対する個人年収試行政策に関する通知」（財税 [2017] 38 号）を指します。当該通達により、会社制ベンチャー投資企業が、持分投資方式により創業準備段階・初期創業期にある科学技術型企業へ投資した場合、2 年（24 カ月）に到達した当年に投資額の 70

%を当該ベンチャー投資企業の課税所得額から控除できます。当年の控除が不足した場合、以降の納税年度で振替控除できます。上記政策は 17 年 1 月 1 日より試行を開始し、試行地区は北京・天津・河北・上海・広東・安徽・四川・武漢・西安・瀋陽の全面的刷新改革試験区域及び蘇州工業園区とされています。

今回の政府報告の方針に従って、18 年 4 月 25 日に開催された國務院常務会議において、18 年 1 月 1 日より、当該税制優遇政策の施行範囲は上記の試行地区から全国に広げることが明確になりました。さらに、創業・革新企業を支援するため、企業の海外への委託研究開発費が追加控除できないルールの撤廃、ハイテク企業と科学技術型中小企業の欠損金の繰越可能期間の延長（5 年 → 10 年）、一般企業の従業員教育経費の控除限度額の引き上げ（2.5% → 8%）などの減税措置も同時に打ち出されました。

3. 消費の積極的な拡大、全面開放の促進

(1) 新エネルギー自動車の取得税に関する優遇政策をさらに 3 年延ばします。

財政部、国家税務総局、工業・情報化部、科学技術部は 17 年 12 月 26 日、「新エネルギー車の車両購入税徴収免除に関する公告」を発表し、新エネルギー車の購入に対する車両購入税の徴収を 18 年 1 月 1 日から 20 年 12 月 31 日にかけて免除するとしました。免税対象となる新エネルギー車は、工業・情報化部と国家税務総局が公布する「車両購入税の徴収を免除する新エネルギー車車種目録」に登録された車種となり、17 年 12 月 31 日までに同目録に登録済みの車種は引き続き免税を受けられます。これにより、14 年 9 月 1 日から 17 年 12 月 31 日まで実施してきた免税政策が 3 年間延長となりました。

(2) 自動車や一部の日用品などの関税を引き下げます。

17 年 11 月 24 日に公布された「國務院関税徴税規則委員会による一部商品の輸入関税調整に関する通知」によって、17 年 12 月 1 日から暫定税率の形で一部商品の輸入関税を下げることになりました。食品、薬品、日用品、衣類・靴類・帽子類など広範囲にわたる商品が含まれ、平均税率は 17.3% から 7.7% に下がりました。

17 年 12 月 12 日、國務院関税規則委員会から海関総署に対する「國務院関税規則委員会 2018 年関税調整案に関する通知」を発表し、18 年 1 月 1 日から 948 品目の輸入商品に対して最惠国税率を暫定税率として実施することを明確にしました。同通達によると、948 品目の輸入商品に対して新たに実施する暫定税率は従来最惠国税率よりほぼ 50% 以上の幅で引き下げられています。

又、18 年 4 月 10 日、習近平国家主席は海南省で開催中のボアオアジアフォーラムで演説し、中国経済の開放をさらに進め、自動車を含む一部製品の輸入関税を年内に引き下げる方針を表明しました。今後、関税の引き下げなどを通じて、中国の国内産業と貿易のバランスの取れた発展を促し、消費者により多くの選択肢を提供すると共に、外国との貿易摩擦を緩和するという効果も期待されています。